

(建 築)

受注者等提出書類処理基準

# 目 次

受注者等提出書類処理基準	1
目 的	1
適用範囲	1
書類の名称及び様式	1
処理方法	1
基準に定めのないもの	1
細 目	1
附 則	1
受注者等提出書類処理要領（基準実施細目）	2
趣 旨	2
書 類	2
処理方法	2
附 則	2
書類の名称及び様式	3
工事の請負に係る書類（甲）	3
設計等の委託に係る書類（乙）	7
工事監理業務の委託に係る書類（丙）	8
1. 工事の請負に係る書類	10
2. 設計等の委託に係る書類	65
3. 工事監理業務の委託に係る書類	75
4. 用語の説明	91

# 受注者等提出書類処理基準

## (目的)

第1 この基準は、中野区工事施行規程第19条の規定に基づき、受注者等から提出される書類（以下「書類」という。）の様式及び処理方法を定めることにより、工事の円滑かつ適正な施行を図ることを目的とする。

## (適用範囲)

第2 この基準は、中野区が施行する建築工事の請負及び設計、工事監理の委託に係る書類の処理に適用する。

## (書類の名称及び様式)

第3 書類の名称及び様式は、別表のとおりとする。

## (処理方法)

第4 監督員は、受領した書類の内容を調査のうえ、速やかに所要の手続きをとるものとする。  
書類の記入上の注意その他必要な事項は、要領に定める。

## (基準に定めのないもの)

第5 この基準において、定めのないものの処理方法については、東京都の基準を準用することとする。

## (細目)

第6 この基準の実施に必要な細目は、要領に定める。

## 附 則

この基準は、平成13年6月1日から適用する。

# 受注者等提出書類処理基準 (基準実施細目)

## (趣 旨)

第1 受注者等提出書類処理基準（以下「基準」という。）の実施に必要な処理方法は、この要領による。

## (書 類)

第2 書類の名称及び様式は、基準に定めるものによる。

なお、書類はワープロ、タイプ等を用いた書式でも差し支えないものとする。

## (処理方法)

第3 処理すべき書類は第2による。その処理方法は次のとおりとする。

- 1 書類の提出時期は、別表による。
- 2 記入方法及び注意事項は、様式に個々に記載するとおりとする。

## 附則

この要領は、平成13年6月1日から施行する。

## 書類の名称及び様式

別表

## 1 工事の請負に係る書類（甲）

番号	名 称	様 式	提 出 時 期	ページ
1	工事着手届	様式甲第1号	契約確定日から7日以内	10
2	現場代理人及び 主任技術者等通知書	様式甲第2号	契約確定日から7日以内	11
3	工事工程表	様式甲第3号	契約確定日から7日以内	12
4	経歴書	様式甲第4号	現場代理人及び主任技術 者等通知書に添付	13
5	監理技術者資格者証（写）	様式甲第5号	現場代理人及び主任技術 者等通知書に添付	14
6	下請負届	様式甲第6号	状況に応じて	15
	下請負者一覧表	様式甲第7号	下請負届に添付	16
7	施工計画書	様式甲第8号	状況に応じて	17
8	既済部分検査請求書（第 回）	様式甲第9号	検査予定日の10日前まで	18
9	発生材報告書	様式甲第10号	発生時より7日以内	19
	発生材報告内訳書	様式甲第11号	発生材報告書に添付	20
10	請求・通知・報告・協議書	様式甲第12号	状況に応じて	21

番号	名 称	様 式	提 出 時 期	ページ
11	承諾書	様式甲第 13 号	状況に応じて	2 2
12	主要資材発注予定報告書	様式甲第 14 号	状況に応じて	2 3
	主要資材発注予定表	様式甲第 15 号	主要資材発注予定報告書 に添付	2 4
13	材料検査請求書 (第 回)	様式甲第 16 号	状況に応じて	2 5
14	材料検査予定表	様式甲第 17 号	参考(必要に応じ材料検査 請求書に添付)	2 6
	材料検査計画申請書	材料検査実施基準 で定める様式		2 7
	材料検査計画書	同上別紙		2 8
	材料試験等報告書	材料検査実施基準 で定める様式		2 9
	材料搬入報告書	材料検査実施基準 で定める様式		3 0
	材料搬入報告書別紙	同上別紙		3 1
15	材料搬入予定調書	(参 考)	状況に応じて	3 2
16	休日等の工事施工申請書	様式甲第 18 号	実施予定日の 3 日前まで	3 3
17	( ) 承諾申請書	様式甲第 19 号	状況に応じて	3 4

番号	名 称	様 式	提 出 時 期	ページ
18	協議書	様式甲第 20 号	状況に応じて	3 5
19	報告書	様式甲第 21 号	状況に応じて	3 6
20	( ) 記録の報告書	様式甲第 22 号	状況に応じて	3 7
21	事故報告書	様式甲第 23 号	事故発生後速やかに	3 8
22	立会い・確認請求書	様式甲第 24 号	状況に応じて (工事監理委託をした場 に使用)	3 9
23	工事状況報告書	様式甲第 25 号	状況に応じて (工事監理委託をした場 に使用)	4 0
	施工協議書	様式甲第 26 号	状況に応じて (工事監理委託をした場 に使用)	4 1
24	工事月報	様式甲第 27 号	状況に応じて (工事監理委託をした場 に使用)	4 2
25	工事進捗率表	様式甲第 28 号	状況に応じて (工事監理委託をした場 に使用)	4 3
26	工事施工写真	(参 考)	状況に応じて (工事監理委託をした場 に使用)	4 4
27	工事請負契約数量書	(参 考)	契約書に添付	4 5
28	緊急連絡体制表	(参 考)	状況に応じて	4 6

番号	名 称	様 式	提 出 時 期	ページ
29	施工体制台帳 (下請負人に関する事項含む)	様式甲第 29 号	下請負契約後速やかに	47 ～ 48
	再下請負通知書	様式甲第 30 号	施工体制台帳に添付	49 ～ 50
	施工体系図兼安全衛生協議会 組織図	(参 考)	施工体制台帳に添付	51
30	請求内訳書	様式甲第 31 号	検査終了後速やかに	52 ～ 53
	今回請求金額計算書	(参 考)	請求内訳書に添付	54 ～ 55
	既済部分出来高内訳書 (種目、科目、細目)	(参 考)	請求内訳書に添付	56 ～ 58
31	工事完了届	様式甲第 32 号	完了時	59 ～ 60
	工事完了届 (契約金額 50 万円以下の工事に使用)	様式甲第 33 号	完了時	61
32	経年調査立会報告書	(参 考)	立会后速やかに	62
	補修箇所明細	(参 考)	かし補修完了届に添付	63
	かし補修完了届	(参 考)	必要に応じて	64



## 2 設計等の委託に係る書類（乙）

番号	名 称	様 式	提 出 時 期	ページ
1	委託着手届	様式乙第1号	契約確定日から7日以内	65
2	代理人及び主任技術者通知書	様式乙第2号	契約確定日から7日以内	66
3	技術者及び協力会社届	様式乙第3号	代理人及び主任技術者 通知書に添付	67
4	経歴書	様式乙第4号	乙第2号様式又は乙第3 号様式に添付	68
5	誓約書	様式乙第5号	契約確定日から7日以内	69
6	工程表	(参 考)	契約確定日から7日以内	70
7	納品書	様式乙第6号	納品時	71
	納品内訳書	様式乙第7号	納品書に添付	72
8	委託完了届	様式乙第8号	完了時	73
	委託完了届 (契約金額50万円以下 の委託に使用)	様式乙第9号	完了時	74

### 3 工事監理業務の委託に係る書類（丙）

番号	名 称	様 式	提 出 時 期	ページ
1	工事監理業務委託着手届	様式丙第1号	契約確定日から7日以内	75
2	監理業務技術者届	様式丙第2号	契約確定日から7日以内	76
3	経歴書	様式甲第4号	技術者及び協力会社 監理業務技術者 届 に添付	13
4	既済部分検査請求書（第 回）	様式丙第3号	検査予定日の10日前まで	77
5	工事監理業務月報（ 年 月）	様式丙第4号	次の月の5日まで	78
6	工事監理業務日報（ 年 月）	様式丙第5号	次の月の5日まで	79
7	協議書（NO ）	様式丙第6号	状況に応じて	80
	（協議）一覧表	様式丙第7号	状況に応じて （協議書ファイルの目次 として使用する）	81
8	（ ）承諾申請書（NO ）	様式丙第8号	状況に応じて	82
	（承諾）一覧表	様式丙第9号	状況に応じ （承諾申請書のファイル の目次として使用する）	83

番号	名 称	様 式	提 出 時 期	ページ
9	報告書 (NO )	様式丙第 10 号	状況に応じて	84
	(報告)一覧表	様式丙第 11 号	状況に応じて (報告書のファイルの 目次として使用する)	85
10	請求内訳書 (出来高、完了)	様式丙第 12 号	検査後速やかに	86 ~ 87
	今回請求金額計算書 (出来高、完了)	参考様式	請求内訳書に添付	88 ~ 89
11	工事監理業務委託完了届	様式丙第 13 号	完了時	90

## 用語の説明

「現場代理人」とは工事現場に常駐し、請負契約の的確な施工を確保するため、受注者の代理人として、工事現場の取締を行い、工事の施工に関する一切の事項を処理するものである。

「主任技術者」及び「監理技術者」は、いずれも、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、建設業法上配置が義務づけられている技術者である。

「監理技術者」（建設業法第26条第2項に規定）とは、下請負契約の請負代金の額（下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が4,500万円以上（建築一式工事は7,000万円以上）になる場合において、元請負者である特定建設業者が工事現場に配置しなければならないとされる建設業法第15条第2号の基準を充足する技術者である。

「主任技術者」とは、その他の建設工事の現場（つまり監理技術者を置くべき建設工事現場以外の建設工事現場）に配置すべきものとされる同法第7条第2号の基準を充足する技術者である。

「専門技術者」とは、

- (1) 建設業者が、土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合においてその一式工事の一部である専門工事を自ら施工しようとするとき、
- (2) 建設業者が専門工事を施工する場合に自らそれに付帯する他の建設工事を施工しようとするときに建設業法上配置することが要求されている技術者である（建設業法第26条の2）。

## 建設業法別表（建設工事の種類）

土木一式工事 ※	建築一式工事 ※	大工工事	左官工事
とび・土工・コンクリート工事		石工事	屋根工事
電気工事 ※	管工事 ※	タイル・れんが・ブロック工事	
鋼構造物工事 ※	鉄筋工事	ほ装工事 ※	しゅんせつ工事
板金工事	ガラス工事	塗装工事	防水工事
内装仕上工事	機械器具設置工事	熱絶縁工事	電気通信工事
造園工事 ※	さく井工事	建具工事	水道施設工事
消防施設工事	清掃施設工事		

※ 印（7業種）は指定建設業（業法第15条第2号ただし書き）に係る建設工事の種類

## 例

土木一式工事 総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事  
（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）

建築一式工事 総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事。